

島田市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 島田市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 島田市いじめ問題対策専門委員会（第11条—第15条）

第4章 島田市いじめ問題調査委員会（第16条—第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 島田市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に島田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）いじめの防止等に関係する機関及び団体の連絡調整を図ること。

（2）いじめの防止等のための対策に関する情報を交換すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る連携のために教育委員会が必要と認める事務

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）関係行政機関の職員

（2）児童又は生徒の保護者

（3）市の職員

（4）前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第7条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

- 4 会長は、連絡協議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第8条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 島田市いじめ問題対策専門委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に島田市いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査等を行う。

- (1) いじめの防止等のための対策に係る調査研究等
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

(組織)

第13条 専門委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(会議)

第14条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会の会議に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第15条 第5条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、専門委員会に準用する。この場合において、第7条中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、第10条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 島田市いじめ問題調査委員会

(設置)

第16条 市長は、法第30条第2項の規定による調査を行う必要があると認めるときは、島田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設けるものとする。

(組織)

第17条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者で当該事案の関係者と直接の利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第18条 委員の任期は、委嘱の日から当該事案の調査が終了する日までとする。

(準用)

第19条 第6条、第7条、第9条、第10条及び第14条の規定は、調査委員会に準用する。この場合において、第7条中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、第9条中「教育委員会の事務局」とあるのは「地域生活部」と、第10条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。